

# 広川町持続化給付金

新型コロナウイルス感染症拡大により、大きな影響を受けたため、国の持続化給付金の給付を受ける事業者に対し、さらに広川町独自の支援策として、国の給付金額の4分の1（1円未満切捨て）を上乗せ補助します。

法人の場合

最大

50万円

個人事業主  
の場合

最大

25万円

## 対象者

- ・国の持続化給付金の給付を受ける広川町内で経営を行う事業者（国の給付金通知書により確認します。）

## 申請期間

- ・受付開始 令和2年6月16日
- ・受付終了 令和3年1月15日
- ・支払開始 最短で7月上旬～

## 提出書類

- ・町持続化給付金交付申請書
- ・町持続化給付金交付請求書
- ・国持続化給付金給付通知書（写）

原本持参  
願います

### 【問合せ・提出先】

広川町役場産業建設課（産業班） TEL 0737-23-7764 FAX 0737-63-3085

E-mail sangyou1@town.hirogawa.wakayama.jp

▼町持続化給付金ホームページ

<https://www.town.hirogawa.wakayama.jp/sangyou/jizokukakyuhukin.html>

詳しくは  
コチラ

